

あなたの企業の
おてつだい

保証制度の ご案内

— 2026年度版 —



SAGA GUARANTEE

佐賀県信用保証協会

<https://www.saga-cgc.or.jp>

おすすめ保証制度 設備資金ネクスト(県制度)

佐賀県設備投資支援資金(設備投資ネクスト資金)

信用保証料
全額を
佐賀県が補助!

固定金利

- 5年以内 年1.40%
- 7年以内 年1.50%
- 10年以内 年1.60%
- 10年超 年1.70%

対象者

- ・事業の効率化・省コスト化・生産性向上などのため、老朽化した機械の買替えや、既存設備の更新を検討されている方
- ・工場、店舗、事務所等の新增設や機械設備・事業用車両・店舗設備等の導入を検討されている方

限度額

8,000万円

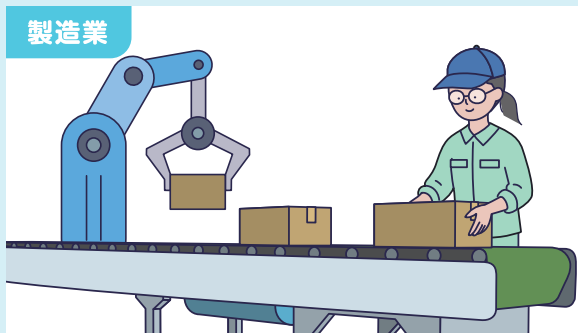
保証期間

10年(据置2年以内)

※不動産取得を主な内容とするものは15年(据置2年)

活用イメージ・事例

製造業



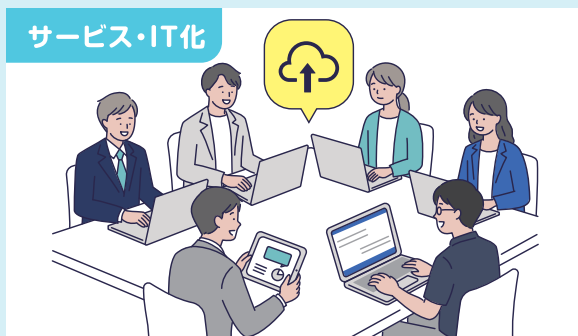
産業用ロボットの導入で、人手不足を解消し生産力を倍増

小売・飲食業



店舗のリニューアルと同時に、タッチパネル式のオーダーシステムを導入

サービス・IT化



社内業務を一元管理する基幹システム(ERP)とリモートワーク環境を構築

全業種



老朽化した空調・照明を省エネ型に更新し、電気代を大幅カット

おすすめ保証制度 協調特別保証(全国统一制度)

協調支援型特別保証制度

プロパー協調型

(プロパー融資を同時に受ける場合)

信用保証料

最大**1/3**相当額を国が補助!

※保証申込日によって、補助率が異なります

モニタリング強化型

(金融機関がモニタリングを行う場合)

信用保証料

1/4相当額を国が補助!

カテゴリ		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
実 お 質 負 担 の 客 様	プロパー協調型	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30
	モニタリング強化型	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34

	プロパー協調型	モニタリング強化型
申 込 人 資 格 要 件	次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者	
	(1)申込金融機関から本制度による保証付融資の実行と原則同時に本保証付融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること	(2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行うこと
保証限度額	2億8,000万円 組合 4億8,000万円	
責任共有割合	80%保証(責任共有対象)	
資金使 途	事業資金	
保 証 期 間	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置期間:運転資金 1年以内 設備資金 3年以内 運転設備 3年以内)	
信用保証料補助	①令和8年4月1日～令和9年3月31日保証申込受付分 1/3 相当額を補助 ②令和9年4月1日～令和10年3月31日保証申込受付分 1/4 相当額を補助	1/4 相当額を補助
連帯保証人	必要となる場合がある。 (ただし、法人代表以外の連帯保証人は原則不要)	
担 保	必要に応じて徴求	
貸 付 利 率	金融機関所定	

プロパー協調型のイメージ

本件保証付融資と原則同時実行するプロパー融資が、本件保証付融資の10%以上



〈算定式〉

$$\frac{\text{同時実行プロパー融資 100万円}}{\text{本件保証付融資 1,000万円}} \times 100 \geq 10\%$$

保証料負担なしで事業資金の調達をしたい方

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付利率	保証料率
市町 市町制度	500～3,000万円	運転設備	5～10年	1.30%～1.6%	0%

ご利用可能な市町

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、基山町、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町、大町町、江北町、白石町、有田町、太良町、玄海町

※保証金額・保証期間等は、市町によって取り扱いが異なりますので、詳しい内容については信用保証協会または各市・町、各地区商工会議所、商工会へお尋ねください。

※各市町と契約を交わした金融機関での取り扱いとなります。

小規模事業者の方

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付利率	保証料率
協会 小口零細保証	2,000万円	運転設備	運転 5 年以内 設備10年以内	金融機関所定	0.50%～2.20%
県 小規模一般資金	2,000万円	運転設備	運転 7 年以内 設備10年以内	年1.40%(5年以内) 年1.50%(7年以内)	0.45%～1.35%
県 小口事業資金	2,000万円	運転設備	運転 5 年以内 設備10年以内	年1.60%(7年超)	0.50%～0.60%

反復継続利用を検討されている方

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付利率	保証料率
協会 事業者カードローン根保証	2,000万円	運転設備	1年または2年	金融機関所定	0.39%～1.62%
協会 当座貸越根保証	2億8,000万円	運転設備	1年または2年		
協会 税理士連携保証「TAG」	5,000万円	運転	1年以内		0.45%～1.90%

売上減少対策で資金調達を検討されている方

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付利率	保証料率
協会 経営安定関連保証	2億8,000万円	運転設備	10年以内	金融機関所定	0.95%、0.80%
県 経営改善資金	5,000万円	運転設備	10年以内	年1.30%(5年以内) 年1.40%(7年以内) 年1.50%(7年超)	0.6%以内
県 セーフティネット資金	8,000万円	運転設備	10年以内	年1.30%(5年以内) 年1.40%(7年以内) 年1.50%(7年超)	

創業関係

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付利率	保証料率
協会 創業関連保証	3,500万円	運転設備	10年以内	金融機関所定	0.95%
協会 スタートアップ創出促進保証	3,500万円	運転設備	10年以内	金融機関所定	1.15%
県 創業資金	3,500万円	運転設備	10年以内	年1.40%(5年以内) 年1.50%(7年以内) 年1.60%(7年超)	運転 0.3% 設備 0%

その他の協会制度

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付利率	保証料率
協会 モニタリング強化型特別保証	2億8,000万円	運転設備	10年以内	金融機関所定	0.23%~0.95%
協会 事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証	8,000万円	運転設備	10年以内	金融機関所定	0.65%~2.60%
協会 財務要件型無担保 無保証人	2億8,000万円	運転設備	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内	金融機関所定	0.45%~1.90%
協会 事業再生計画実施 関連保証	2億8,000万円	運転設備	15年以内	金融機関所定	責任共有対象 0.80% 責任共有対象外1.00%
協会 中小企業特定社債保証	4億5,000万円	運転設備	7年以内	金融機関所定	0.45%~1.90%

その他の県制度

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付利率	保証料率
県 新事業展開等資金	運転 2,000万円 設備 5,000万円 借換 8,000万円	運転 設備 借換	運転 7年 設備 10年 ※ 借換 10年	年1.40%(5年以内) 年1.50%(7年以内) 年1.60%(10年以内)	運転 0.3% 設備 0% 借換 0.6%
県 事業承継資金	5,000万円	運転設備	10年以内 ※	年1.70%(10年超)	0%
県 人材確保応援資金	5,000万円	運転設備	運転 7年 設備 10年	年1.40%(5年以内) 年1.50%(7年以内) 年1.60%(7年超)	運転 0.3% 設備 0%

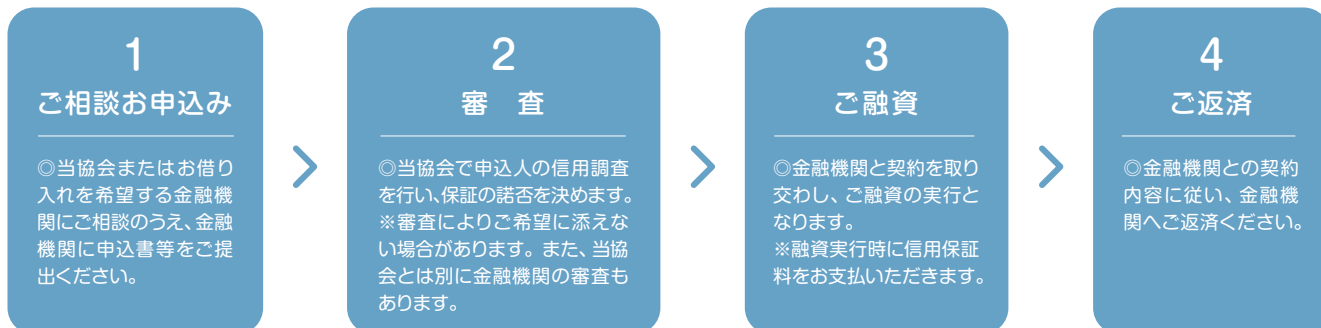
※不動産取得を主な内容とするものは15年

最新情報をご確認ください

保証制度やセーフティネット保証の認定等の情報は、今後、更新される可能性があります。最新情報は、中小企業庁や県・市町・当協会ホームページ等でご確認いただくようお願いします。

ご利用の流れ

「信用保証委託申込書」「信用保証委託契約書」「個人情報の取扱いに関する同意書」に必要事項をご記入のうえ、申告書（決算書）等の必要書類を添えて金融機関にお申し込みください。なお、「個人情報の取扱いに関する同意書」は初回のお申し込み時のみ必要となります。



経営支援メニュー

（専門家派遣事業）

「経営改善」、「生産性向上」または「事業承継」にお悩みであればお気軽にご相談ください。料金は無料（生産性向上は除く。）で、当協会が契約している専門家を派遣します。

なお、本事業は、原則として当協会をご利用いただいている方が対象となります。

◆経営改善

佐賀県中小企業診断士協会所属の中小企業診断士を派遣します。経営課題の解決策としての行動計画や資金繰り支援のために取引金融機関との調整を含んだ経営改善計画の策定支援をします。

◆生産性向上

上記と同じく、中小企業診断士を派遣します。生産性を向上させるための設備投資計画の策定を支援し、資金調達が必要な計画の場合は、当協会より最適な保証制度を紹介します。

なお、料金の1割（最高6万6千円）がご利用者負担となります。

◆事業承継

中小企業診断士、またはTKC九州会所属の税理士を派遣します。親族や、社員への事業承継をお考えの方に事業承継計画の策定支援や事業承継税制に対応します。また、第三者承継（M&A）における引継ぎ側企業の事業計画の策定支援や資金調達についてもご相談ください。

佐賀県信用保証協会とは

佐賀県信用保証協会は、中小企業者等の方々から金融機関から事業資金の融資を受ける際に、『公的な保証人』となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された公的機関です。



〒840-8689 佐賀市白山二丁目1番12号（佐賀商工ビル2階・3階）

保証課 TEL:0952-24-4342・FAX:0952-24-5698

経営支援課 TEL:0952-24-4350・FAX:0952-24-5698

HP



LINE

